

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡海田町寺迫二丁目二二一七番一の一部、二二一七番三の一部、二二一七番八の一部、二二一七番一〇の一部、二二一九番一〇の一部、二二二七番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

呉市広古新開七丁目六番三一号

株式会社アスリート

代表取締役 喜田 由布子